

入 札 公 告

三重地本会計第 11 号
令和 4 年 5 月 23 日

分任契約担当官
自衛隊三重地方協力本部長
岸 田 佳 明
(公 印 省 略)

以下のとおり一般競争を実施するので、契約条項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 品 名：空調設備保守点検
- (2) 納 地：自衛隊三重地方協力本部（津市桜橋 1 丁目－ 9 1）
- (3) 納 期：契約締結日～令和 5 年 3 月 3 1 日（金）

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び 7 1 条の規定に該当しない者。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」で「D 級以上」の競争参加資格を有する者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 「暴力団排除に関する誓約書」（以下、誓約書という）を入札前に提出すること。
「誓約書」の提出による誓約を行わない者の競争参加は認めない。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受け入れている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

入札書等は、自衛隊三重地方協力本部総務課会計班において、土曜、日曜、祝日を除く 0 9 0 0 ～ 1 6 0 0 の間、配布します。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5 競争入札執行の日時及び場所

令和 4 年 6 月 9 日（木） 1 3 : 4 0 ～ 自衛隊三重地方協力本部 3 F 会議室

6 入札、落札の決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘らず入札書には、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 を記載すること。

落札決定は総品目総額決定とし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とし、ます。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合はくじ引きにより落札者を決定します。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

落札者が契約を結ばないときは、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上を、落札者が契約締結後その義務を履行しない時は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収します。

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (3) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

1 0 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊中部方面隊標準契約書の様式により契約書を作成し、交わすものとする。但し、契約金額 5 0 万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

1.1 その他

- (1) 郵便による入札については入札日前日までに必着させること。事前に便着の確認を必ずお願いします。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員によりくじ引きを実施し、再度入札になった場合は別途連絡をします。
- (2) 入札に参加する者は、入札日の前日までに資格決定通知書（全省庁統一資格）の写しを提出して下さい。（F
- (3) 代表者以外の入札については、入札日までに委任状を提出して下さい。
- (4) 市価調査等依頼の際はご協力をお願いします。
- (5) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目91 自衛隊三重地方協力本部
電話059-225-0531 FAX059-225-0534
入札・契約事項担当：総務課会計班 山本事務官
仕様書内容担当：総務課管理班 有馬1曹

※本公告は、三重地方協力本部ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/mie/> に掲示しています。

仕 様 書

件 名	空調設備保守点検	作成年月日	令和4年4月1日
申込内容	下記のとおり	作成者	有馬 1 曹
納 地	三重地方協力本部 (津市桜橋 1 - 9 1)	数量等	一式

1 適用範囲

この仕様書は、空調設備保守点検について規定する。

2 点検内容

空調設備保守点検を冷房開始前及び暖房開始前に行う。その他、期間中に機器等に不具合が発生した場合に、調整点検を行う。(冷房前は6月、暖房前は11月基準)

3 点検機器

- (1) 屋上室外機 (三菱電機 PUHY-P450DMG1-BS) 1台
- (2) 室内機 (総務課、募集課、援護課、本部長室、副本部長室) (三菱電機 天井カセット)
- (3) 屋上室外機 (三菱電機 PUZ-EPR80HA11-BS) 2台
- (4) 室内機 (3階 会議室、試験室) (三菱電機 天井カセット)
- (5) 屋上室外機 (三菱電機 PUZ-EPR40KA5-BS) 3台
- (6) 室内機 (1階 当直室、2F印刷室・通信室) (三菱電機 天井カセット)

4 点検項目

- (1) 室内・室外機の外観清掃点検
- (2) 冷媒漏れ・油漏れ・圧縮機油量・油の洗浄度の点検
- (3) 室内機エアフィルターの清掃点検
- (4) 室内・室外機の作動点検調整
- (5) 圧縮機・凝縮器・蒸発器等冷凍機器の作動点検調整
- (6) 電気系統 (リレー・配線・配管・ランプ・スイッチ・ヒーター等) の点検
- (7) 配管・弁の水漏れ、腐食等の点検
- (8) 各機器絶縁測定及び運転電流・電圧等指示計器類の測定点検
- (9) 吸込・噴出温度測定、調整
- (10) フロン排出抑制法に基づく定期点検
- (11) その他異常事項の有無点検

5 点検期間

契約締結日～令和5年3月31日

6 検査

検査官立会のもと、合格をもって完了とする。

7 その他

- (1) 点検終了後、点検結果報告書及び作業工程の写真を一部提出する。
- (2) 調整点検には表示灯・パッキン・潤滑油・ランプ・ヒューズ等・その他これらに類する消耗品の取替えを含むものとし、それによる契約金額の変更及び追加請求は生じないものとする。
- (3) 点検の実施にあたり、受託者の責において本部等の施設並びに物品等に毀損が生じた場合は、受託者の負担において復旧する。
- (4) 仕様書等の解釈について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については担当者との協議する。
- (5) 交通費、出張費等は、受託者において負担するものとする。